

かわい

空家等流通促進 プラットフォーム

相続

解体

境界確定

改修・
リフォーム

売却・賃貸

空き家管理

除草・剪定



河合町内にある空き家の
課題解決に協力してもらえる

事業者募集中！

※プラットフォーム事業に同意の上、受託事業者として登録していただきます。

※プラットフォームで扱った空き家所有者と直接契約していただきます。

お問い合わせ
河合町役場 住宅課
0745-57-0200

かわい1空家等流通促進 プラットフォーム

受付から課題解決まで

1

受付

河合町役場住宅課の窓口にて、空き家の利活用や管理などについての相談を聞き取り、受け付けます。



2

プラットフォームに登録

空き家所有者の同意を得て、相談内容に応じた「空き家カルテ」を作成し、プラットフォームに登録します。

3

対策検討会議

プラットフォームに登録している案件について、河合町役場住宅課と並んで、建築士、司法書士、土地家屋調査士及び不動産業者といった空き家問題の専門家とが連携して、利活用の可能性や所有者への提案などの解決に向けた具体的な方向性を検討します。



4

実務事業者紹介

方向性が定まれば、河合町役場住宅課から相談があった空き家所有者に解決案を提案したうえで、それに適したプラットフォームに登録している職種の受託事業者を紹介します。



5

課題解決

相談のあった空き家所有者が提案にご納得いただけたら、双方で直接契約を結び課題解決に向けて進んでいただきます。もちろん、プラットフォーム登録事業者以外の同職種の事業者と契約されても問題ありません。



※プラットフォームに登録できる空き家は、河合町内に所在する空き家に限ります。

事業者の皆様

プラットフォームに登録していただいた事業者様は、上記④で空き家所有者に課題解決に適した専門業者のひとつとして紹介させていただきます。